

# 第285回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第285回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年10月8日（火）18:12～20:00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 1. 実施要項（案）の審議

- 産業財産権研究推進事業（特許庁）
- 海外映画祭出品等支援事業（文化庁）

#### 2. 事業評価（案）の審議

- 環境保全普及推進事業「エコライフ・フェア2013実施業務」（環境省）

#### 3. その他

### <出席者>

#### （委 員）

稲生主査、清水専門委員

#### （特許庁）

総務部企画調査課 河合企画調整官、安藤班長、千葉班長

総務部総務課 田中企画調査官、渡辺係長 総務部会計課 山寺係長

#### （文化庁）

文化部芸術文化課支援推進室 石垣室長、佐藤事務官

#### （環境省）

大臣官房政策評価広報課広報室 中野室長補佐、君塚係長

大臣官房政策評価広報課 中川係長

#### （事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、第285回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、特許庁の「産業財産権研究推進事業」及び文化庁の「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項（案）について、また、環境省の「環境保全普及推進事業『エコライフ・フェア2013実施業務』」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

初めに、特許庁の「産業財産権研究推進事業」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、特許庁総務部企画調査課・河合企画調整官に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でお願いいたします。

○河合企画調整官 本日は、お時間を頂きましてありがとうございます。

ただいま御紹介いただきました、特許庁総務部企画調査課の河合でございます。

本日は、私どもの「産業財産権研究推進事業」につきまして、実施要項（案）を作成いたしましたので、御審議いただきたいと思っております。

お手元の方に2枚のカラー刷りの資料をお渡しさせていただいているかと思いますが、全体的な内容を御説明させていただくところで活用させていただいたらと思っております。

カラー刷りの2枚あります1枚目でございますが、事業の概要といたしましては、平成9年度から当事業を開始しておりますけれども、当時は大学の法律を研究されている研究者の中でも、なかなか知的財産の制度に関するテーマ、特に我が国の制度に関して調査等を行っていただける研究者の方が非常に少ないという状況に問題意識を感じておまして、研究者を育成するという目的で当事業を開始させていただいた経緯がございます。

この研究者の方々に、研究をして報告をまとめていただくという一つの面と、もう一つは研究をやっていただくことによって、人材育成を兼ねるということでございまして、知的財産制度に関しまして、研究をしていただく過程を通じて、今後の自主的な研究等につなげていただくということで、制度の立てつけをさせていただいております。

まず、テーマにつきましても、私どもの方から指定するわけではなくて、各研究者の方々に中長期的な課題を御検討いただいて、特に潜在的な、その時点において顕在化していない課題等をそれぞれお考えいただいて、研究テーマを選んでいただくというスタイルをとらせていただいております。

「効果」といたしましては、1つは、我が国の適切な知的財産制度の設計・構築・運用改善につきまして、提言をまとめていただくということが1つでございます。2つ目といたしましては、先ほども人材育成と申し上げましたけれども、国内外の知的財産制度に精通した研究者を輩出するというところでございます。3つ目としましては、これで国内外の研究者を集めるという形にさせていただいておりますが、そういう研究者が相互に意見交換をしたりすることによって、将来を含めたネットワークの構築を期待するところがございます。

この事業は大きく3つの要素からなっておりまして、世界地図の下の方に色のついた3

つの箱がございますが、1つ目が「特別研究者事業」というものでございまして、これは上の絵の①で赤い矢印で書いてございますところでございますが、国内の大学あるいは研究機関から研究者として、受託事業者でございますが、研究調査機関のところに受入れをさせていただきますまして、我が国の制度について研究していただくものでございます。

2つ目としまして「研究者派遣事業」というものがございまして、真ん中の絵のところでございますと青いラインの②がついておりますところで、海外の大学・研究機関に派遣をさせていただきますまして、国際的な動向の調査とか、あるいは我が国の制度との比較という形での調査研究をしていただくというもの。

3番目に「研究者招へい事業」でございますけれども、真ん中の絵でございますと緑のラインで③のついているところでございます。海外の大学ですとか研究機関の研究者を受入れさせていただきますまして、我が国の調査研究機関、受託事業者でございますが、こちらの方で招へいして研究に従事させるという趣旨でございます。

詳しくは、実施要項（案）で御説明をさせていただきますと思いますが、先に2枚目の方の御説明をさせていただきますと思います。

こちらの事業は、単年度の事業ではございませんでして、国庫債務負担行為を活用しました、3か年度にわたる事業という形をとっております。

26年度開始事業でございますので、この資料の真ん中あたりにございますが、平成26年度、27年度、28年度の3つの枠をつけてございますけれども、まず、初年度に当たります26年度には、先ほど御説明しました3種類の「研究者の募集と選定」を行いまして、年度後半の方で「研究テーマ及び研究計画の設定」ということと、あとは受入れ若しくは派遣の「研究準備」を行うということで、26年度は実質的に準備に当てる1年ということになっております。

次に、27年度はこの研究者を派遣若しくは受入れをしまして、実際に研究に従事させる1年間となっております。後ほど期間の方は改めて御説明させていただきますが、特別研究者と派遣研究者につきましては、満1か年度、27年度の間で研究をさせる予定をしております。招へい者につきましては、先方の事情等もございまして、短期と中期がございまして、短期の方は1～3か月、中期は4～7か月の期間受入れをするという形になっております。

最終年度の28年度につきましては「研究成果の報告会」の実施と最終的にそれぞれの研究者による「報告書の取りまとめ」を行いまして、それを納品して終了という形態になっております。

なお、報告会が27年度にも矢印が入り込んでおりますのは、先ほどの招へい研究者などは短期で参っておりますので、研究の一番最後の時期に報告会を行ったりとかいたします関係で、2年度目にも少し入り込むという絵にさせていただきますしております。

以上が概略でございます。

続きまして、お手元の「民間競争入札実施要項（案）」を御説明させていただきます。

思います。

こちらの実施要項(案)を取りまとめるに至りましては、内閣府の御指導も頂きまして、また、過去に市場化テスト等を実施された要項等も参考にさせていただきました。これまで私どもがやっておりました調達仕様書(案)に比べますと、かなり内容の書き込みを増やさせていただいております。ですので、分厚い量になっておりますが、ポイントを中心にかいつまんでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページ、「2 産業財産権研究推進事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に対する事項」というところがございます。

「事業の目的」は先ほど申し上げたところと重複もございましたが、産業財産権に関する制度の調和ですとか、制度整備が中長期的に必要なものを研究テーマとして研究者に選んでいただいて、国内外のいろいろな問題について研究者に研究を行っていただくということでございます。

事業内容につきましては、先ほど御説明しました3種類でございますので、詳細は割愛をさせていただきます。

下の方の(2)でございますが、人数につきましては、「特別研究者事業」につきましては5名程度、「研究者派遣事業」につきましては2名程度、「研究者招へい事業」につきましては4名程度ということで、更に招へいにつきましては、3か月未満の短期を2名程度、7か月未満の中期を2名程度という人数で想定をいたしております。

次に、2ページ、「期間」につきましては、繰り返しになりますが、「特別研究者」は2年度目の1年間、「派遣研究者」も同じく1年間ということで、「招へい研究者」のみが少し期間が違っているという形でございます。

まず、事業者が確定いたしましたら、一番最初にやっていただきますことは「各種規程類の整備」でございます。それぞれ事業者自身で規程類が整備されていれば、それを採用していただくことで差し支えないとしておりますが、特に今後の研究者の公募に当たります必要な規程類を設定していただくということで、必要に応じまして国家公務員俸給表ですとか、国家公務員等の旅費に関する法律を目安として作成いただくことになっております。

次に、「⑤マニュアル類の整備」ということで、研究者等を実際に受入れて、若しくは派遣をして、この事業を実施するに当たっての必要なマニュアル類の整備を、後方につけておりますが、別紙2等を参照いただいて整備して頂くというのが趣旨でございます。

「⑥研究者の募集と選定」を初年度に行うと申し上げましたが、国内外の大学、研究機関等に周知が必要でございますので、ポスターを1,000部程度、パンフレット5,000部程度の配付等を行っていただくことにさせていただいております。

これは、これまでの過年度の請負事業者の配付先等のリストがございますので、受託事業者が、もちろん独自の提案があれば、その先に送っていただければと思っておりますが、特に

知見がないようであれば、これはリストを提供して適宜送付をいただくという形にさせていただきます。

次に、3 ページのところでは少し飛ばしながらになって恐縮ですが、エのところでございますけれども、実際に応募があった者に対しましては、選定委員会が面接あるいは電話によるヒアリングを行いまして、実際に研究者として受入れる若しくは派遣する者としての選定を行うということをやっております。

基本的には面接でございますが、電話によるヒアリングを入れておりますのは、既に研究者として海外にいる日本人ですとか、あるいは招へい者も海外に基本はおりますので、そのような者を対象にする場合は、面接に代えて電話によるヒアリングという趣旨で書かせていただいております。

オでございますが、選定委員会が5～7名の委員を選んでいただくということで、事業者が入るのは全然構わないのですが、過半数は外部の有識者で構成していただくということを書かせていただいております。外部の有識者について特に知見がないようであれば、私どもの方に御相談いただければ、その候補者を推薦するということにさせていただきます。

飛ばしまして、4 ページに「⑧受入準備」「⑨派遣準備」がございますが、少し細くなりますので、この場では割愛をさせていただきます。

5 ページ、「⑩研究機関中の業務」ということで、まず、特別研究者を例にとってお話をさせていただきたいと思いますが、「ア 特別研究者」でございます。

まず、(ア)に特別研究者に関しての費用負担をすることというものを書かせていただいております。これは先ほどの規程類の整備をまずしていただいた上で、日当ですとか滞在費、若しくは赴任旅費、研究経費等を支払う用意をしていただくということでございます。

(イ)といたしまして、特別研究者に十分な研究環境を提供することということで、これは今スキップをさせていただきましたが、実際は机を提供したりPCを提供したり、必要に応じて図書等を提供するというところでございます。

(ウ)といたしまして、特別研究者から助言、指導、研究に必要な資料の提供を求められた場合には、これを速やかに提供していただくということを入れさせていただきます。

その他、(エ)に講演会への参加を求めた場合とか、あるいは(カ)の出張等を研究者が求めた場合は、これを適宜行わせるということがございまして、(キ)に海外調査も可能と書かせていただいております。

続きまして、6 ページ、(コ)に「特別研究者に対して、自ら雇用する産業財産権制度に詳しい研究者による助言、指導を行うこと」という一文を入れさせていただきますのは、研究者はとかく1人で研究をしておりますと、やはり方向性を見失ったり、行き詰まったりということもあろうかと思っておりますので、受入れ事業者のところにもともと雇用

されている研究者、これは指導的な者でも結構ですが、助言や指導をいつでも受けていただくということを想定して書かせていただいております。

6 ページ中ほどの「イ 派遣研究者」というものがございますが、これは海外に派遣する点以外は先ほどの特別研究者と同様の環境を提供するものでありますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、7 ページ「ウ 招へい研究者」につきましては、これも海外から受入れますので、(ア)の渡航費、渡航諸費用等の記載はございますものの、受入れた後は特別研究者と同様の処遇をしていただきたいということを書かせていただいております。

8 ページに参りまして、「⑩研究成果の報告会」の開催ということがございまして、これは研究成果を最後に報告書にまとめる前に、報告会で報告して頂いて、質疑等も頂くということによって、最終的なブラッシュアップもして頂いて報告書をまとめて頂くという一つの機会と考えておりますことと、あとは周知の機会ということで、単なる研究者の成果を本にするというのではなくて広く聞いていただくということも目的といたしております。

続きまして、中ほどの「⑪報告書の取りまとめ」でございますが、そのような研究成果を最終的に報告書に取りまとめていただいて、私どもに納入をしていただくという趣旨のことを書かせていただいております。

次の9 ページになりますが、(2)のところからが事業者がこの事業を遂行するに当たっての注意事項を幾つか入れさせていただきますが、特に事業者に気をつけていただきたいところとしましては、一般的な事項になりますので、この場では割愛をさせていただきます。

続きまして、10 ページで重要なところが「(3) 進ちよく管理」でありますとか、私ども「特許庁との連絡体制等」であります(4)のところとかを書かせていただいております。

最終的な納入物、納入方法につきましては、(5)に詳細に書いてございますが、いろいろと整理していただいた資料につきましては、その後の確定検査等にも影響がございますので、しっかりと収集、また1か所に集めていただくという趣旨で、1つは「ア 事業報告書」と書いてございます一式の資料を用意していただくことにしております。

続きまして、11 ページの「イ 研究成果報告書」という、本にしました報告書を200部作成いただいて、これを研究機関への配付と余部は特許庁に納品していただくという形で書かせていただいております。

別途電子データでの納品ということでウも書かせていただいておりますが、後ほどちょっと触れるところがございますが、ウェブサイト等での公開もしていただくという形をとらせていただいております。

少し飛びますが、12 ページ、もともと私どもの仕様書にはなかったのですけれども、やはり事業者の質を評価すべきというところで、12 ページの下の方でございます「(8) 入

札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質」というもので幾つか書かせていただいております。

まず「①安全の確保」ということで、研究期間、人を扱いますので、人身事故ですとか物損事故の発生がないことというのをポイントとさせていただいております。

②といたしまして、研究者はいろいろ事情がありますので、最近でもキャンセル等が出ないこともありますが、定員割れがないようにということで補欠の確保とか、できるだけ緊密な連絡の確保を求めていきたいと思っております。

また③でございますけれども、やはり事務局としてしっかり研究を推進していただくということで、研究の開始がおくれたりとか、若しくは海外からの派遣者の来日がおくれたりとかしないようにということもポイントにさせていただいております。

続きまして、13ページ、この事業の質、研究の質の確保ということで2つ項目を挙げさせていただきます。

アは、先ほどの報告会におきましてアンケートを現在の事業者にも実施させておりますが、実施いたしまして、ここで「有益」あるいは「ある程度有益」という回答、若しくは「大変満足」又は「満足」という回答が70%以上の回答者から得られるように目指すということの一つ入れております。

ただ、アンケートは任意でございますので、回収率の問題もございますので70%以上というのを一つの目安にさせていただいております。

2つ目、イでございますが、これは研究者自身からの感想といえますか、実際に事務局に対する御意見等も頂くという意味で、これもアンケートを実施いたしまして、80%以上の回答者から「大変満足」又は「満足」の評価を得ることということで、回収対象は100%の研究者ということを考えております。

契約形態でございますが、こちらは一般競争入札の総合評価方式を採用しております。したがって、上限は事業者が設定していただいていた価格で縛りはあるものの、実際の支払は委託の契約に基づいて私どもが確定検査をしました結果を踏まえての支払という形をとらせていただいております。

請負にしております最大理由は、先ほど来ございましたように研究者が海外に調査に行く、行かないとか、あるいは必要な図書の購入等を求めたり求めなかったりということがありますもので、請負にしますとどうしても事業者が手元に残るお金をふやしがちというところの懸念もございますので、基本的にはかかった経費を精算させていただくということで委託にさせていただいております。

契約期間でございますが、14ページの下の方になります「3 実施期間に関する事項」でございますが、後ほどスケジュールがございますけれども、26年4月早々に契約をいたしまして、3か年度の終了になります28年度の6月30日を目途に契約をさせていただきたいと考えております。

入札資格条件が4にございますけれども、役務提供等で競争参加資格としてA、B又は

Cの等級の格付である者を想定しておりますが、今回アドバイスも頂きましたので、一応、入札参加グループ、ジョイントベンチャーのような形での参入も認める形の記載にさせていただいております。具体的には次の15ページの(8)にございますように、1者ではなく複数者のそれぞれの知見を持ち寄っていただいております。

(7)のところは是非御意見を頂きたいと思うのですが、私どもとしましては、このような事業を、極端な例でいいますと、旅行会社のような者が安易に受けることをしますと、本来の研究者が十分な研究ができない可能性がありますので、できましたら、研究機関による受託を行っていただきたいということを想定しております。また、(7)の規定は事業者を「産業財産権制度を研究している研究者が、複数在籍している研究機関であること」というものを入れさせていただいております。想定としましては、大学ですとか一般的な研究機関、シンクタンク等を想定に入れております。

次に、スケジュールでございます。15ページの下の方になりますけれども「5 入札に参加する者の募集に関する事項」ということで、きょう御相談をさせていただいております日付から考えまして「(1) 入札のスケジュール」で、入札公告は可能であれば、12月の上旬から実施させていただいて、入札説明会を12月下旬、質問等の受付を1月中旬と想定いたしまして、入札書及び提案書の提出期限は来年の1月下旬を想定いたしております。審査、開札を行いまして、最終的な契約締結は4月の当初というところで想定をいたしております。

あとは、比較的他の事業とも共通するところが多いかと思っておりますので、少しスキップをさせていただきまして、19ページの一番下のところになります「⑩再委託の取扱い」というところを書かせていただいております。

当然ながら「全部委託の禁止」ということで、トンネルのような事業者は排除するということはございますが、「イ 再委託」にもございますが、再委託は可能としておりますものの、基本的には私どもの方の承認を得ていただくという想定で、20ページの(オ)のところは、「前記(ロ)」ではなくて「前記(イ)」です。失礼しました。誤記がございましたが、この承認を受けようとする場合には、特許庁の承認を得ることということに、文書書面での申出を受けて承認を得ることとさせていただいております。

あとは、最後に22ページのところになりますけれども「10 委託事業の評価に関する事項」ということで、先ほども若干評価に触れさせていただいておりますが、「(2) 調査方法」といたしましては、事業者からの報告に基づきまして調査を行うということで、必要に応じて事業者からのヒアリングも実施いたします。

調査の対象としましては、(3)のところ①にございますけれども「8 (1) ①報告等」に掲げております項目を中心に、書面にて調査を行うことを予定しております。

あとは御参考でございますが、23～27ページにかけましては、従来の事業者の受託状況でございます。23年度開始事業、24年度開始事業、25年度開始事業のそれぞれの実施状

況につきまして、参考情報としての提供をさせていただいております。

あとは26ページのところを一言だけ申し上げますと、過去それなりに派遣者を確保していただいておりますが、上の方でございまして、(1)の「②研究者派遣事業」として平成22年度1名の派遣となっておりますが、これは2名確保して直前までいっておったのでございますが、やはり直前に個人的な理由によってキャンセルが出たということで、1名定員を満たさなかったということがございますというところを補足させていただきます。

お時間をちょっと超過したかもしれませんが、以上で御説明を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいということでございますが、先生、いかがでしょうか。

○清水専門委員 なかなかお話を伺いしても競争業者があらわれるというのは難しいような気もしなくはないのですけれども、例えば、対象となるところで研究機関というのを想定しているということなのですが、どのくらいの人たちがいればこの業務をできるとお考えなのですか。逆に言うと、今、引き受けている財団はどういう体制でこのことを実際に実行できているのかということでもあるのですが。

○河合企画調整官 今の体制につきましては、23ページのところからの従来の事業者の状況につきまして書いてございます中で、ページで申しますと24ページの上の方になりますが「従来の実施に要した人員」ということで、現在の事業者は常勤7名での体制を組んでおります。内訳としましては、更なるその囲みの下の方になりますけれども、研究員の位置づけが3名と補助研究員が4名という体制で実施をいたしております。

○稲生主査 ここで言う研究員の方というのは、まさに研究員ということで産業財産権に関するいろいろ論文を発表されている、例えば博士クラスの方だとか、そういう御専門の方ということでよろしいでしょうか。

○河合企画調整官 そうですね。全てが大学、アカデミアからではなくて、一部は企業からの出向の方もありまして、というのは、実学にかかわるところもこれは調査研究になりますので、企業の方と、あとは年によりましては弁理士の方で、やはり有期で来られている方も入っていらっしゃるという形でございます。

○清水専門委員 例えば、研究機関というか大学の機構のようなところで、法学部を持っているようなところだったら、可能性があるという認識ですか。

○河合企画調整官 法学部と、最近、研究テーマ的には、経済学部系の研究者も結構増えておりまして、学部につきましては比較的学際的な学部もありかなと理解しております。

○稲生主査 そういう意味では、いろいろと考えられる層ということのをなるべく広くしたいということで、いろいろと動いておられると聞いておりまして、次、こういう形で市場化テストを行えば、複数のところから応札があるのではないかと、今のところはそうお考えだということでございますかね。

○河合企画調整官 さようでございます。

○稲生主査 逆に従来、一者応札が継続していたということですのでけれども、どの点に問題があると、そこら辺を説明会等でヒアリングみたいなものをなさったのであれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○河合企画調整官 昨年度と今年度は、1者の参加で一者応札が続いておりますが、23年以前は3者ほど参加者がございましたので、その説明会に参加した者に聞いたところによりますと、そもそもこの仕様書も毎年のように少しずつ改善をしてきましたので、事業内容の範囲が捉えにくいということの一ついただいている、23年当時などでいいますと、比較的「等」という文字がたくさん入っておりますので、積算をされたときに意図しない事業をすることになって予算を超過する可能性があるとかというお話をいただいておりますので、可能な限り「等」という文字も使わないなどで、事業範囲を明確にさせていただいたというのはございます。

もう一つが、公告の時期が遅いということで、提案書と積算書を作成していただくに当たっての時間を長目にとるようということ、24年度からは50%ほど長い期間をとらせていただいておりますが、逆に残念ながら、24年度からは現行業者の1者のみになったというところがございます。

あとは、24年度、25年度も近い機関、大学等も含めて、少しお話を伺ったところ、一つは入札の時期が年度初めになってから実質的に業者が決まるということで、例えば、大学等ですと、年度計画を4月に立てられるので、できれば3月以前に決めてほしいということをお願いしておりました。

本当は25年度は、3月までに事業者を決めようと思っていたのですがけれども、その暫定予算等の話もございましたので、残念ながらそれが間に合わなかったということもありまして、今回、市場化テストのスキームに載せさせていただいて、先ほど期間のお話もさせていただいたとおり、かなり早目から着手させていただきましますので、今回であれば、大学等もともと御関心をお持ちの期間が準備を進めていただくことができるのではないかと理解しております。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

「研究の質の確保」のところ、あるいは研究成果報告会でございますけれども、参加聴衆に対してアンケートを実施して、その満足度みたいなものを、要するに自分の研究に役に立つかどうかという評価をしていただくということなのですが、いろいろと事務局とも議論があったかもしれませんが、研究の成果というのは、研究者がある意味では決めるというか、その能力であるとか、その頑張りで決まるものでありまして、そうすると、受託事業者として果たしてそれをコントロールできるのかというところがあるのかなと思ひまして、ですから、例えば、研究成果報告会であれば、そのマネジメントに対する評価であれば、またある程度はいいとは思いつつも、中身、コンテンツについてというの

でしょうか、それまでを研究の質の確保ということで受託者に求めることになりますと、研究機関の中で、研究者の尻を叩いてしっかりと研究をやれとか、今はどんな状況なんだということを始終コントロールするような、決して多くの人数ではないので、そういう報告書を出させるというのは、できるかもしれないのですけれども、なかなかそれもいわゆる事業ベースのことから、研究者に対してそういうことができるかどうかという、若干懸念があるのですが、この点はどうぞお考えなのでしょうか。

つまり、研究の質の確保について、報告会でのコンテンツ、これに対する評価ということで、果たして適切なものが得られるのか、それをまた事業者がコントロールできるかどうかということなのですから、いかがでしょうか。

○河合企画調整官 1つは、事業者がもともと選定をしますときに、選定委員が判断される内容に研究計画がございます。ですから、ゴールが見えていない研究はそもそも採択されませんので、ある程度ゴールに向けての研究をやっていただくということがございますので、当然ながら、研究者御自身の自己満足だけが評価指標だと弱いのかなと理解しております。

進捗管理も適宜させていただいております関係で、やはりその仕上がりについてはある程度満足いくものが必要かなと思っておりますということが1つ。

あと、報告会も今の事業者が少し丁寧なのかもしれませんが、事前にリハーサルをやりまして、聴衆にちゃんと訴えかけるような内容に仕上げるという努力はしていただいています。これは最終的な報告書の出来、不出来とは別に、やはり周知ということがございますので、そういう意味でもプレゼンの中身を高めるという意味での事業者の努力というのも求めたいと思っております、一応こういう指標をつけさせていただいています。

現行の1者だけでどうなのかというのはありますが、25ページに御参考で、23年度事業の報告会の結果を載せさせていただいておりますが、現在のところも非常に有益とある程度有益という御意見だけでも73%ほどいただいております。無回答のところを除けばもうちょっと比率が上がりますので、70%というのは決して高いレベルではないかなと思っておりますので、そのような設定をさせていただけたらと思っております。

○稲生主査 わかりました。

そうすると今度は、評価項目の内容です。ページは振っていないのですが、かなり詳細なものが別添2に添付されておられて、時間の関係もあって全部詳細に見られているわけではないのですけれども、主に加点項目を拝見しておったのですが、事業の目的、これはもちろん適切性は重要だろうと。

2番目の研究者の募集と選定ということで、言ってみれば選定の枠組みの話でありますので、これも当然評価するのだろうと。

先ほどおっしゃった研究テーマとか、研究計画の設定。これも当然のことながらコンテンツを規定するものであろうかと思えますし、科研費等でもそういったような評価が出てきますので、これも必須であろうかなということかと思えます。

そうすると、ある種研究全体のハンドリングみたいなことも含めて、事業者には求めたいということになるのですか。よく考えると、研究者の選定の枠組みだけではなくて、研究テーマの設定自体について、ただ、これも方法ですか。

3の(1)なのですが、「研究者とともに研究テーマ及び研究計画を設定する方法」、中身は見ない、要求しないということですか。

○河合企画調整官 この時点では、研究者自身はまだ公募していない段階で業者の選定になりますので、基本的には手法についてお伺いするということになります。

○稲生主査 研究テーマをどう決めていくのかという方法を聞いていくということですか。

受入れ準備のところでは、契約内容は当然大事です。研究環境も求められるでしょう。大体そういう内容がずっと続いていくわけですね。

次のページに参りまして、研究期間中の業務。ここで初めて研究機関中の話になりまして、例えば(3)の「研究機関中の業務」で、一番上になりますが、特別研究者に助言、指導、適切な知見を有する人を紹介するとか、資料を提供する体制と方法とあるのですが、これはどこまでを要求するのかな。つまり、事実上こういう資料がないかと言われたら、受託事業者の方で用意するようなことまで求めるということになるのでしょうか。

○河合企画調整官 可能な限りということになります。

○稲生主査 かなり立ち入ったサービスまでするということになるわけですね。

○河合企画調整官 といいますか、どちらかというところこれは加点要素で、基礎点のところは最低限項目として書かれてあれば、事業者としてはパスするという形にさせていただいておりますので、よりよいサポートができますよという御提案があれば、そこをプラスで見させていただくということで設けている項目でございます。

○稲生主査 しかし、基礎点、必須項目にしても、特別研究者に助言、指導、知見を有する者の紹介、資料の提供を行うことができる体制。

○河合企画調整官 極端な例で言いますと、一応こういう紹介ができます、体制は作りますと書いてあれば、そこは最低限の1点がつくという形で想定をしております。

○稲生主査 やはり進捗管理もなさるわけですね。だから、恐らく今、受けておられるところが至れり尽くせりのところがあって、言い方は不適切かもしれませんが、そのスペックは落としたいということになるのでしょうか。

○河合企画調整官 と申しますか、基本的にはやはり冒頭申し上げました旅行会社のようところがビルの貸しスペースを借りて、机を置いて、ここは研究所ですということだけは避けたいと考えていますので、大学であればむしろ今の事業者よりも手厚い対応もとっていただけるかなとは思っております。

○稲生主査 私も大学出身なものですからあれなのですが。

○河合企画調整官 特に今、専門職大学院は社会人を対象に、結構夜間も対応できたり、土日でも対応できたりというのがありますので、今の事業者よりもむしろ長い時間ケアしていただけるというのもあるかと思っております。

○稲生主査 そうでしょうね。恐らく専門職系の大学院に逆に言うと限られてくるかもしれないということですかね。

○河合企画調整官 そうですね。私どもの想定では、全国で20カ所ぐらいそのような機関があると想定しております。

○稲生主査 経済系というのは、いわゆるMOTというか。

○河合企画調整官 そうですね。MOT系と、あとは知財関係ですとMIPというのが少しございまして、MBAでも先ほど申し上げたように、経済的な分析であれば対象になると思っております。

○稲生主査 わかりました。

相当細かいフォローされることを希望するということがうかがえるところだなという感じがあって、私どもとしては、何とか参入障壁を避けたいなという点でありまして、一方で、確におっしゃるように質を下げられても困ると。つまり、研究成果を出していただいて、それが実際に有用な形で実務者、あるいは研究者にも役立てられるような成果も出していただきたいという御趣旨はよくわかります。

先生、何かありますでしょうか。

やはりこれはパブリックコメントをとっていただいて、それでどれだけ意見が出てくるかによって見ていくしかないですかね。我々は中身が不適切というつもりは全くなくて、要は競争が起こるかどうかなだけを懸念するわけでございます。わかりました。ちょっとこれぐらいで議論をとめておきましょうか。

この他に先生、何かございますか。

○清水専門委員 これもどう読まれるかによるのだと思うのです。

○稲生主査 わかりました。

それでは、時間となりましたので、産業財産権研究推進事業の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

○事務局 先ほど誤記があるということがございましたので、そちらを訂正した上で意見募集の方に入らせていただくということでよろしいでしょうか。

○稲生主査 お願いしたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましても、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと存じます。

特許庁におかれましては、本日の審議や、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(特許庁退室、文化庁入室)

○稲生主査 続きまして、文化庁の「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項(案)につきまして、審議を行います。

本日は、文化庁文化芸術文化課支援推進室・石垣支援推進室長に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でお願いいたします。

○石垣室長 文化庁芸術文化課石垣と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。

お手元の資料に沿いまして、説明をさせていただきます。

私どもの海外映画祭出品等支援事業の民間競争入札実施要項につきまして、御説明申し上げます。

まず、1の趣旨でございますが、中ほどでございますとおり、今回、公共サービス改革基本法の別表において、民間競争入札の対象とされました海外映画祭出品等支援事業につきまして、民間競争入札の実施要項を定めるものでございます。

この海外映画祭出品等支援事業でございますが、ここの最後のなお書きに書いていますとおり「日本映画の製作団体が海外の国際的な映画祭への出品・出展を通して、海外の映画関係者等との交流の機会を持ち、刺激を受けることにより、日本映画の振興に貢献する」という目的を持ってございます。

2としまして、事業の詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項についてまとめさせていただきます。

(1)としまして「事業の概要」でございます。3つございます。

①としまして、海外映画祭への出品支援でございます。

これは、海外映画祭へ出品・参加するために必要となります、外国語字幕制作費、映画製作者の海外渡航に対する支援を行うものでございまして、そのための審査委員会を設置・運営すること。それと、支援金支弁を行うことになってございます。

海外映画祭につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

②としまして「見本市における展示施設の設置・運営」でございます。

主要な海外映画祭の見本市に日本の製作団体が共同で出展することができる展示ブースを設け、それにかかわる諸業務を行うことになってございます。

2ページ、主要な海外映画祭の見本市ということで、これまでカンヌ、ベルリン、トロント、プサンなどで共同の展示ブースを設けてございます。

③といたしまして「新作日本映画を紹介する冊子の作成」でございます。

ちょうど今日手元に持ってきてございますが、「Japanese Film」ということで、作品ですとかを掲載したものです。

この冊子でございますが、日本映画の代表作等を冊子にまとめ、次年度以降、海外映画祭等及び見本市にて業界関係者に配付するという諸業務を行うものでございます。

これまでの公募状況について、簡単に御説明申し上げたいと思います。

これまでは、基本的に応募者の創意工夫を最大限に発揮していただくということで、募集要項等につきましては、簡略なものにさせていただいております。それと、公募期間の延長ですとか、そういった工夫はさせていただいているところなのですが、平成24年度までここ数年、一者応札という状況が続いておりました。

今回、平成25年度の公募に関しましては、例えば平成24年度の事業の経費項目、海外映画祭等の出品参加支援の業務フロー、展示ブースの設置・運営の業務フロー、過去3年間の支援件数、平成24年度の事業スケジュールということで、実施時期と対応します事業項目というものをあわせてこちらから御説明申し上げましたところ、2者の応札がございました。このことを考えますと、事業内容をある程度詳しく公開した方が、応募者が増えるという期待がされるという感じがしております。

(2) 以下に事業の詳細な内容がございますが、今回はそれを踏まえまして、また、こちらの事務局と相談させていただいて、ある程度細かく書いてございます。

まず、(2)の事業の詳細内容でございますが、①としまして、事業期間につきましては、26年度中いっぱいでございます。

事業内容につきましては、まず、事業実施の上の留意点ということで、aとしまして、作業フロー及び総括者、事業担当者等の作業体制、役割分担等を明確に下さいということから始まりまして、bとしまして、業務ごとの作業方針等の作成。cとしまして、問い合わせ、苦情に対する対応を適切に行うこと。dとしまして、事故等が発生した場合の報告等々をここにまとめさせていただいております。

ロ以下が具体的な事業の内容になります。

まず「海外映画祭への出品支援に関する業務」ということで、aとしまして、募集要項の作成を行っていただこうと思っております。

これにつきましては、今年度の当該事業の募集要項をもとに文化庁と協議を行いながら作成するという形にしてございます。

項目につきましては、ここがございますように事業概要、支援内容。

支援内容につきましては、ここにA、B、Cの3つに分けさせていただいております。

Aとしまして、指定映画祭のコンペティション部門への参加・出品に関する支援ということで、指定映画祭ということで、ここにその条件を書かせていただいております。

平成25年度のことを申し上げますと、指定映画祭も2つに分けさせていただいております。まずは3大映画祭ということで、カンヌ、ベネチア、ベルリンの3つ。その他指定する映画祭ということで、上海、モスクワ等々、米国アカデミー賞という形で、こういった発信力が強いものにつきましては、Aという形でまとめさせていただいております。

Bとしまして、指定映画祭以外の支援。

Cとしまして、自主制作映画、個人です。製作者への支援をさせていただいております。

審査方法につきましては、先ほど申しました映画祭の採択を優先すること。自主制作映

画製作者へは必要に応じて面接を行うことなども記載することとさせていただきます。

その他、発表方法、申請資格、提出書類、審査委員会の開催等々の時期をこちらに書いていただこうと思っております。

bとしまして「募集・受付」。

cとしまして「支援作品の審査委員会運営」ということで、まず、審査を行う審査委員といたしまして、映画に関する外部有識者。これは映画の評論家ですとか、関係団体の者5名程度を手配させていただきまして、審査会においてあらかじめ定められた各支援の予算配分の範囲内で支援作品・団体を選定することにさせていただきます。

審査委員会の回数でございますが、年度内に3回という形にさせていただきます。

dとしまして、自主映画製作者への支援の関係でございますが、審査を行う審査委員といたしまして、これも先ほどと同じ、映画に関する外部有識者を3名程度手配し、審査委員が面接を実施し、あらかじめ定められた予算配分の範囲内で選定するという形にさせていただきます。

eといたしまして「審査結果の通知及び支払金の振り込み」。

fとしまして「審査謝金等の支払」等が最初の事業内容でございます。

次に「見本市における展示施設」ということで、共同ブースという形にさせていただきますが、それらの設置・運営業務でございます。

aとしまして「年間計画の策定」ということで、見本市の計画を業務期間内に4回程度設置するような策定をさせていただきたい。

bとしまして「共同ブース運営計画の策定」ということで、策定をお願いしたい。

cとしまして「出展者の募集」。

dとしまして「共同出展者の決定・審査」ということで、若干詳しくなっておりますが、当初予定数より多かった場合の考え方、少なかった場合の考え方等々につきまして、こちらで考え方をまとめさせていただきます。

それと「各映画祭への出展申込み等手続」ということで、各映画祭の主催者が配付する見本市出展申込要領を入手の上、出展の申込み等を行うということをこちらに記載させていただきます。

fとしまして「共同出展者との連絡調整」についても、こちらに記述させていただきます。

gといたしまして「出展準備」ということで、共同ブース出展の前日までに①～④までのことを行ってくださいということをこちらにまとめさせていただきます。

hとしまして「会期中のブース運営」ということで、こちら①と②を記載させていただきます。

iとしまして「レセプションの運営」ということで「①開催場所の決定」ということで、

年に2回程度、共同ブースを設置することとした映画祭の見本市若しくは、見本市の周辺会場におきまして、日本映画の振興を図ることを目的としたレセプションを行いなさいと。これも実際に今までに行っております。それをこちらに書いています。

それに対する「開催の告知」「レセプションの運営」というものをこちらに記述させていただきます。

j)としまして「フォローアップ」ということで、①～③までをこちらに記述させていただきます。

ニとしまして、新作日本映画を紹介する冊子。先ほどごらんいただきました「Japanese Film」というものでございます。これの作成ということで、a)としまして「映画情報の収集業務」ということで、平成26年1月～12月に公開された映画について情報を収集しなさいということ。

b)としまして「審査委員の選定及び審査会の開催」ということで、大体80作品から90作品を選定していただくこととなりますので、その選定をします3人の有識者による審査委員会を開催し、掲載作品を決定するというので、こちらにうたっております。

c)としまして「審査委員会の事前資料の作成及び配布」。

d)としまして「審査謝金等の支払」。

e)としまして「掲載作品の情報収集」。

f)としまして「Japanese Film」の作成ということで、平成25年の「Japanese Film」と同様の質・量を持った冊子を作成しなさいということ。それと日本語とあわせて英語の表記をしてほしいということ。

g)としまして「Japanese Filmの納入・活用」ということで、3,000部を文化庁に提出しなさいということ。

h)としまして「業務引継ぎ方法」を記載しております。

次に(3)といたしまして「確保されるべきサービスの質」という形をこちらでまとめさせていただきます。

①)としまして、業務ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

②)としまして「海外映画祭への出品支援に関する業務」ということで、審査委員会を3回開催し、予算の範囲内で支援する団体・個人を選定しなさいということ。

選定された個人・団体に対して、誤りなく審査結果の報告を行うとともに支援金を振り込むということ。

③)としまして「見本市における展示施設の設置・運営業務」ということで、期間内に4回以上、共同ブースのスペースを確保しなさいということ。期間内に2回以上、日本映画のレセプション会場を確保すること。来訪者への対応内容について取りまとめること。

④)といたしまして「新作日本映画を紹介する冊子の作成」ということで、内容に誤字・脱字及び事実の誤認がないこと。年度内に冊子を作成し、納入するというので、平たく申し上げますと、確実にやっていただきたいということが質の求めでございます。

契約の形態等々につきましては、他のところを参考にさせていただいておりますので、特にこのために新しく設けたものはございません。

3といたしまして「実施期間に関する事項」。これも先ほど申しましたとおり、4月1日から翌年3月31日でございます。

「入札参加資格に関する事項」ということで、こちらは全ての要件を満たすということと、後ほど共同事業体で入札する場合がありますが、それにつきましても全ての要件を構成員全体が満たすこととしてございます。

(1)の法第15条において準用する法第10条各号と、(2)と予決令の関係、(3)予決令の71条に関することにつきましては、他のところと同様となっております。

(4)でございますが、25年、26年、27年度文部科学省競争参加資格「役務の提供等」でA・B又はC等級に格付されたこと。

この役務の提供でございますが、予定価格3,000万以上の場合ですとA等級の者でございますが、ただし、私どもの大臣決定により、必要に応じて2級以下の資格の等級に格付された者を加えることができるということを勘案いたしまして、Aの他にB又はCということで、こちらも参加する方が多くなるように参加資格を下げてございます。

(5)の税等の滞納。

(6)の指名停止条件。

(7)の独禁法の関係。

(8)資格を有さない者等々につきましても、先例等々でやっています。

(9)で、単独で業務を行う場合の共同事業体につきましても、これも他のもの等々を参考にしてございます

(10)、(11)も同じでございます。

5番の「入札に参加する者の募集に関する事項」でございますが、これらは標準例ですか、先例を参考につくってございます。

(1)としまして「入札に係るスケジュール」でございますが、以下に示すとおりでございます。

(2)の「入札の実施手続」でございますが、こちらも提出書類につきましては、企画書、誓約書、参考見積、入札書、委任状、参加資格の写し、理由書。理由書の場合は、電子入札システムを今回行わない予定でございますので、これは必要なくなると思います。

チの暴力団排除に関する規定、これは既に定められたものでございます。

それと納税証明書。

又としまして、親会社等々がある場合。

ルとしまして、共同事業体の関係。

これらも全体として他の等々を参考にしてございます。

②としまして、ここには当該実施要項等に疑義がある場合は、文化庁に説明会を求めることができるということ。

③としまして、ただし、説明を求められた場合には、入札者の負担において説明しなければならないことを書いてございます。

次に6としまして「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」でございます。

この辺も先例等々を参考にさせていただいてございます。

まず、評価方法でございますが、企画書による評価と、委託事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものでございます。評価につきましては、文化庁におきます総合評価審査委員会で行うことにしてございます。

まず「企画書による評価（技術評価点）」ということで、実施可能なものであるかどうか（必須項目審査）と効果的なものであるかどうか（加点項目審査）について行うことにしてございます。

イでございますが「必須項目審査」ということで60点配点してございます。

これは審査参加者が、企画提案書に記載した内容が「別紙1」の必須項目を満たしていることを確認するということで、全てを満たしていれば60点、1つでも満たしていないということになれば不合格という形になります。

これにつきましては、お手元の資料の21ページの次のページに別紙1がございしますが、評価項目一覧というものでございます。

そちらに必須項目として、例えば「組織的基盤に関する事項」ですとか「経理的基盤に関する事項」について。又は2としまして「本業務の目的と背景について」ということで、本業務の目的と背景を十分に理解しているかどうか。それと「事業計画に関する事項」ということで、この1点。

それと、下の方になりますが「業務実施体制」ということで「全体運営に係る事項」ということで、事業を遂行できる人数が確保されているかどうか。再委託がある場合はその旨を記載しているかどうか。

「責任に係る事項」ということで、全体の総括責任者等々の責任の所在が明確になっているか等々を必須項目という形にさせていただきます。

あわせて、こちらの加点でございますが、加点につきましては「本事業の内容」の3.1の上から2つ目になりますが、共同ブースにおける提案を2つこちらに出させていただきます。

それと次の「経験・能力等」ということで、国際的な見本市等々で運営実績があるかどうか。映画関係の業務に従事しているかどうかにつきまして、加点していただくということになっております。

5の実施体制の4.3でございますが「総括」ということで、総括者経歴について示されているかどうか。総括を行う経験を有するかどうか加点させていただこうと思っております。

企画担当者についても、同じような経験ですとか知識について加点していただくと思っております。

それと「広報・告知」ということで、具体的な計画があるかどうかということ、こちらを加点という形にさせていただいています。

全体で120点という形になってございます。

恐縮でございますが、本文に戻っていただきまして、15ページ、「入札価格点」ということで、入札価格に関する点も配慮しようということ、一応30点を配分してございます。

「落札者の決定」でございますが、イにございますとおり、必須項目全てを満たし、予定価格の範囲内で、かつ技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札することにしてございます。

ロにつきましては、入札価格の制限に達した価格の入札がない場合の考え方。

ハにつきましては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合等々の考え方を示してございます。

ニとしまして、落札者となるべき者が2者ある場合は、くじによって決定するという感じます。

ホにつきましては、総合評価点等について公表するというものでございます。

(3)の「落札者が決定しなかった場合の措置」も他の等々を参考にしてございますが、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。やむを得ない場合は、文化庁自らが実施することができるというものでございます。

7としまして、情報の公開に関する事項ということ、別紙のとおりということ、先ほどの評価項目の次のところに情報を出してございます。

1としまして「従来の実施に要した経費」ということで、人件費、事業費、委託費等々、評価項目ということで参考に入れてございます。

次のページが「従来の実施に要した人員」ということで、こちらの方でまとめさせていただいてございます。

それと、その下の「業務の繁閑の状況とその対応」ということで、こちらもコンスタントに業務はあるということが出てきます。

その上のところでございますが、これまでこれを従事した者の知識ですとか経験等々もあわせてあります。

3としまして、設備の関係。

4としまして、これまでの参加の実績ということ、映画祭、見本市、レセプション、映画祭への出品支援ということ、こちらの方で今までの実績を書いてございます。

一番最後のページになりますが、24年度におきます各月の業務内容と実際の内容について、大きな紙にまとめさせていただいたところでございます。

15ページの下になりますが、民間事業者が文化庁に報告すべき事項ですとか、秘密を適正に取り扱うために必要な措置等々でございますが、こちらも他のところを参考にさせていただいてございますので、特に大きく変わるところはございません。

こちらで「報告等」ということで、出品者に各審査を実施し、支援作品を決定した場合

の報告等々がイからトまでございます。

「②調査」といたしまして、委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認める場合は、民間事業者に対して調査を求め、その結果を報告させることができますよということを書いてございます。

③として「助言」ということとございます。

(2) としまして「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」ということで、個人情報の保護、秘密の保持ということで、①から④までございます。

17ページでございますが「(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」ということで、①から19ページの「契約の解釈」というところまで、こちらで講ずべき措置ということで決めさせていただいてございます。これも今回のために何か入れ込んだというわけではなくて、今までの基準令等々を参考にさせていただいてございます。

19ページ、「委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償」ということで、①として、文化庁が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったとき、請負者が民法に基づいて賠償を行ったときの決め方。

次のページになりますが、10の「委託事業の評価に関する事項」ということで、これも(1)から(5)までございます。

11としまして「その他委託事業に実施に際し必要な事項」ということで、監理委員会への報告、文化庁の監督体制、民間事業者の責務ということで、21ページまでございます。

雑駁な説明になりましたが、以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきました実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○清水専門委員 条件を期間を延ばしたということ以外に、今回の企画競争でより多くの業者が参加できるようにした場所は、あとどこがあるとおっしゃいましたか。

○石垣室長 例えば2ページの事業の詳細の内容でございます。

今までは、どちらかというと事業の項目だけを出させていただいておまして、例えば平成25年度について申し上げますと、事業の内容ということで、日本映画の発展と世界へ我が国の文化を発信することを目的としてということで、例えば(1)外国語字幕制作支援、日本映画制作者の海外渡航支援とか、そういった項目だけを並べさせていただいて、それ以外は今までの実施要項ですとか、そういったものを踏まえて文化庁と企画いただいた内容等々を協議しながら内容を決めていきたいと思いますという形でやっておりました。

ですから、実施要項を実際に見ればわかるかと思うのでございますけれども、一応私どもとして事業については項目だけ。これは先ほど申しましたとおり、民間からのノウハウを積極的に出していただくという意味からこういう形にさせていただいたのですが、やはり25年度を踏まえますと、事業内容をある程度詳細に明らかにした上でやった方が、手

っ取り早いと申しませうか、中身、内容等も評価を見ることなく理解できるのかなというところで、先ほど申しましたように項目が多くなってしまったのですが、そういう形で整理させていただいたという感じでございます。

○清水専門委員 事業内容は、説明のベースで実施するということですか。説明をそういう形で業者の方にするということですか。

○石垣室長 実際に実施すべきです。業務内容をこちらに、今回は新たにちゃんと書き加えたということです。

○清水専門委員 それは、21ページの後に出ている評価項目とも何かリンクしているのですか。

○稲生主査 恐らく細かい仕様発注的な内容に今回なっていて、それに対する評価を3番の本事業の内容ですかね。とりあえず全項目満たしているのかということで必須項目。

○石垣室長 それを必須にさせていただいています。

○稲生主査 あとは日本映画の振興に寄与する。この後いきなり抽象的になってしまうのですけれども、日本映画の魅力をPRするといった、恐らく中身を御判断されてという形になるわけですね。

○石垣室長 共同ブースの設置以外のところは、ある意味審査してそれを適切に行うという部分でございまして、加点ですとか、何か工夫する余地というのがなかなか少ないのかなと思っております、それをあえてここに加点という形で入れるのもどうかということ、ここでは先ほどお話がございましたとおり、出展の提案ですとか、PR等々。これははっきり申し上げますと、今まで運営してきた蓄積ですとか経験等をもとに、今までより効果的な、又は効率的なものができると思っておりますので、それを積極的に加点して評価したいと思っておりますのでございます。

○稲生主査 そういう意味で言うと、恐らく今回の発注なされたい仕事は三本柱があって、海外映画祭への出品の支援、展示施設の設置・運営、冊子の作成とあるのですけれども、恐らく出品支援と冊子の作成に関しては、いわゆる映画関係者等であれば、基本的にある程度参加ができるのではないかなという感じもして、私は全く素人なのですけれども、いろいろ提案ができるのかなと思って聞いてございました。もちろん、実際にどういう方が来るかにより質の中身も決まってくるのですけれども、意外に難しいのが2番目の展示施設の設置・運営とかでありまして、A3の最後のページの業務スケジュールなどを拝見しますと、例えば平成24年度の例として、真ん中の見本市への出展を見ると、例えばカンヌ、アヌシーというのが最初の2つが走っています。いきなり手配するとか交渉するとか、ある種、助走期間なくいきなり4月からやって、一方、お客様が求めるものもまさに4月からフル回転でネットワークを駆使して、あるいは過去の実績を駆使して、どんどん向こうのカウンターパートに当たってくださいと。

もちろんこれはすばらしいなと思いつつも、これほどまでの立ち回りができる方がどれほどいらっしゃるのかなという感じも実はしまして、今回、2年ぐらいに延ばしていけば、

もうちょっとそういう経験を積む助走期間も経験できるのかなとか思いつつも、今回1年の単年度の契約で、しょっぱなから走って、こういうような出展手配というものが適切にできるのかなという、結局経験者以外で果たして可能かということに関してどうでしょうか。結構こういう業者が複数おありになるとお考えか。

○石垣室長 正直に申し上げて、そこは先生がおっしゃるとおりだと思います。

これは国の会計システムがどうしてもいけません。例えば独立行政法人等々でしたら、5年間かけていろいろな契約等々ができるわけですがけれども、国の場合はなかなかそれが認められていない。認められているものもございます。例えば情報の関係ですとか、そういったもので複数年の契約というのがあるわけですがございますけれども、全てがそういう形ではない。基本は単年度主義という形でございます、その点は本当に先生がおっしゃるとおりだと私も思います。ですから、逆にいいますと、今まで一者応札というのは、こんな言い方をしますと大変失礼になるかもしれませんが、致し方なかったのかなというところもあるかもしれません。

○稲生主査 スケジュール的なことで言うと、最終的に決まるのが要項の12ページで申し上げますと⑥、3月の中旬に落札者が決まるということですね。

○石垣室長 結局国の会計の契約等もございますので、政府案が決まらないと後ろ盾がないわけですから、なかなかそれができないということで、これも前から準備しておいてということになるかと思うのですが、いずれにしても入札公告を出せるのは、1月の中旬になってしまうのではないかなと思ってございます。

○稲生主査 業務をある意味ではきちんと今回、要項の中に書いているがゆえに、割と経験が物を言うような世界に逆になってしまっているなというのがあって、実は我々が初めて応札される場合に、いろいろ発注者の側からサポートをいただきたいとよく言っているのが、例えば契約を少し早目にさせていただいて助走期間を、あるいは研修期間みたいな形でつけてやればいいのかと思うのです。

ただ、今回の場合企画自体が、つまり今回の2番目の展示施設の設置・運営というものを企画する段階でかなり経験があるとか、おたくさまからのたくさんの方の素敵な情報を御提供いただかないと、相変わらず1者の経験のあるところがある種有利になってしまって、競争を起こそうと思っても実際には難しいのかなということを懸念しておりまして、中身が不当ということではなくて、どうやって競争を起こすようにできるかなということで、もちろんいろいろ腐心されているのはよくわかりますし、漠とした今までの公募要領に比べて、より具体的に書かれている部分は評価に値すると思いつつも、逆に言うと本当にこんなことが未経験の方、つまり映画業界の方がここまでできるかという、彼らは恐らく映画の中身自体、あるいはいろいろな日本の映画の種類とか中身とかは御存じとは思いつつも、こういったブースを適切につくれるかというとなかなか難しい。そうすると、イベントに関係すると大手の広告代理店とタイアップするとか、いろいろ恐らく工夫はしてくるだろうとは思いますが、現実そういうところが複数立つかどうか、ここら辺

は勝算がおありになるかどうか。いかがですか。

○石垣室長 正直申し上げまして、開けてみないとわからない。

ですから、例えばこれが半年前から準備ができて、次の年に事業を実施するのだということであるならば、先生がおっしゃるとおりかもしれません。

それと、国際的な映画祭というは大体月が決まっています。今、私の手元にあるもので申し上げますと、こういった形でインターナショナルフィルムフェスティバルという形で公表されているものがございまして、ここでいきますと、2013年のベルリンですと2月、カンヌで3月、上海ですと5月とか、そういった形で大体決まっているものがあります。

ただ、こういった大手だけが決まっているだけで、他は先生がおっしゃるとおり決まっていない部分もあります。

○稲生主査 そういうところと人脈を持っている方というのは、やはり経験なさっていないと。

○石垣室長 ですから、先ほど申し上げました加点の中で、今までの御経験ですとか、そういったものもある程度認めた上でやらざるを得ないということになるかと思えます。

○稲生主査 ただ、一つ方法としては、複数の方に参入いただきたいということであれば、実は必ずしも我々高いとは思っていないのですが、経験とか能力の部分。要はこの加点を多少下げていただくとか。

一方でもう一つは、さらに今、受託されている事業者から引き継げるかどうかです。

本当は審査はネットワークがあるものだから、ある人でなければ応募するなというお気持ちはわかるのですけれども、一方で今のネットワーク、つまり事業者が持っているネットワークを多少なりとも御紹介いただくとか、それが可能かどうかです。もちろんそれはある種ノウハウになってしまっていて、企業秘密ということになってしまうと、やはり新しく入ってくる業者にとっては提案しようにも難しいのではないかと。

重立った映画祭については、恐らく大手の映画業者とかであればネットワークがあるかもしれませんがけれども、それ以外になってくると全て網の目のようにネットワークを持っているというのは、事実上厳しいのではないかと。つまりその部分は点数が非常に厳しくなってしまうと、かつ業務もとまるのではないかなということもあるのですけれども、何とか対応策があるといいなと思うのです。

引き継ぎが可能かということに関してはどうでしょうか。やはりこれは難しいですか。参加される以上は、ネットワークも全て完璧に用意しろという御意志なのか。

○石垣室長 そのネットワークですとか、特に人的なネットワークというは個人のものでございますので、それをどこまで公開できるかというのは、なかなか難しいのかなという感じはします。

例えば建築の設計ですとか、そういうものであれば基本設計と実施設計が違う業者だったら、ちゃんと引き継ぎやりなさいよと。設計図書で読めない部分はちゃんとやりなさいよと別契約でやることもありますけれども、こういったイベントものの中でそういったも

のが果たしてなり得るのか。こちらの業界の通念上そういったものがなり得るのかなという  
ことも、正直申し上げまして懸念されるところではあります。

ある意味先生がおっしゃいましたとおり、そこがまさしく企業秘密という扱いの部分に  
なるのかもしれませんが。

○稲生主査 わかりました。

なかなか私自身が玄人ではないがゆえに、こうしろとかは言いにくいのですが、要は評  
価点を配点して、恐らく経験がないと点がつかないだろうと思うのが、先ほど申し上げた  
4番の民間事業者の能力・経験ということで、この①、②の加点分20点と、4.3の業務従事  
者の②のところ。「担当業務に類似した業務の経験」となっていて、単なる比較  
会場運営の経験でいいのだったらいいのですけれども、これが担当業務に類似するとな  
ると、応募する方からすると細かいスペックというのを読んでしまうと思います。

そうすると、いわゆる映画祭並みのものの設定とか、企画みたいなものをおられる  
のは相当限られるのではないかなという感じもします。多少文言を緩めていただいて、  
ただ、評価は実質的になさってはいいと思いますけれども、見た目が相当障壁を高くして  
いるのではないかなという感じはあるのです。

○石垣室長 決してそんなことはございませんで、私どもとしてこの事業を適切にやって  
いただくためには、やはりある程度の経験。単年度だけではなくて、今後事業としては続  
くわけですから、そこで何か信用を失墜するものとかがないように、そういった経験とい  
うのは、重きを置かざるを得ないのかなと思ってございまして、ここに私どもの思いと申  
しましょうか、それをこちらに入れさせていただいているところであるのです。

例えばこれが国家資格ですとか、設備ですとか、建物とか、ちゃんと資格を持っている  
人がちゃんとやるのですということであれば、その資格をもってよしとするところがある  
かと思うのですが、やはりこういったいわゆるイベントものという言い方が合っている  
かどうかわかりませんが、そういったものについては経験というのは重宝したいとは思  
っています。

○清水専門委員 どんどころだったら来られそうだというイメージみたいなものはお持  
ちなのですか。今、引き受けているところ以外に。

○石垣室長 今、引き受けているもの以外でいきますと、映像産業の振興を主な目的とし  
ているNPOがございまして。そういった者が場合によっては。そちらの方はどちらかという  
とアニメーション中心の動きをしているのですが、そういった経験があるところと言え  
ばそういうところではあります。

あとは民間でもないわけではないと思うのです。というのは、昨年2者応札してござい  
ましたので、そういう観点でいけば、潜在的なところはあるのかなという感じはしてござ  
います。

○稲生主査 共同事業体みたいな形で、映画会社に関しては映画なのだろうなと思いま  
すので、ブースの運営とかそういうところは得意でもないでしょうし、だからもし評価項目

とかがこのままであるとすると、説明会の場で十分に得意分野を発揮していただいて、共同して応募して下さるということを広くお声かけをいただいた方が、例えば映画会社であるとか、あるいは大手広告代理店であるとか、旅行会社も一部入ってくるかもしれませんが、そこら辺の工夫がかなり必要なのではないかなという気がいたします。

○石垣室長 今回共同で応募する場合のことも定めてございますので、今まではそういった定めというのは余りなされてきていませんでしたので、少しは変わっていくのだろうなという感じがしてございます。

○稲生主査 結構こういった一者応札の案件の場合、我々の願いは今、申し上げたPRを、仕様を確かに変えたかもしれませんけれども、それだけではなかなか気づかれないことが結構ありますので、やはりピックアップをいただいて、むしろ積極的にいろいろな業界の方に働きかけていただくという願いをしたいなと思います。

結構こういうケースは、市場化テストの場合多いのです。このままで市場化テストをやって一者応札になった場合というのは、我々としても非常に残念なところでもありますので、そういったPR努力も含めて願いをいつもさせていただいているものですから、それは御理解いただきたいなと思います。

○石垣室長 どうしても一者応札が続きますと、なれというのが出てきますので、それは、いい意味と悪い意味両方ありますから、そういったある意味緊張感を持たせるという意味合いでも、いろいろな競争が働くということはいいことだと私は思っていますので、どこまでできるかわかりませんが、できる限りという形になろうかと思いますが、そこら辺のところはやらせていただこうと思っています。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

もう一点ありまして、情報の開示のところなのですけれども、事務局とも御議論いただいたと聞いてはいるのですが、ページを打っていませんが22ページ、出品支援の内訳というのが4番の参加実績ですか。

○石垣室長 はい。

○稲生主査 書き方はこれがぎりぎりですか。もちろん件数も多いので、一件一件の内訳をお示しいただくのが難しいのかもしれないのですが。

○石垣室長 今までも一応こちらを受託しているところで作品名、監督名、申請者名、どういった映画祭に行っているか、そこまでは出しています。

○稲生主査 例えばもし膨大な資料になってしまうのであれば、説明会のときに大体1件当たりどれだけ具体的な。

○石垣室長 これは上限が決まっていますので、例えば法人から出てきた映画字幕への支援の上限は70万ということで決まっていますので、どんなに多くても70万円。

○稲生主査 もし可能であれば、それだけでも結構だと思うのですが、例えば上限の価格であるとか、もう少しいただいた方が、多分積算してくる方からするとやりやすいのではないかなと思うのですが。

○石垣室長 こちらにも書いてございましたけれども、今年度の要項等も参考にさせていただくようにURLも入れさせていただいてございます。2ページ目の一番下でございます。「平成25年度の募集要項は次のURLを参照」ということで、こちらに入れさせていただいてますので、この中に実際の実績ですとか、そういったものが全部見られる形になってございます。私が申しあげました上限が幾らですとか、申請費用の2分の1ですとか、そういったことも全てこちらの方に載ってございますので、ごらんいただける環境は整えています。

○稲生主査 ありがとうございます。私の勘違いでございました。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

○事務局 別紙1の、先ほどの御議論のございました経験・能力等の部分の加点項目については、いかがいたしましょう。

○稲生主査 もう少し薄めていただいた方が本当はいいのかなという気はしているのです。ただ、提案の中でよしあしを点数に反映していただく方が、もうちょっと応募の間口が広がるのではないかなという感じがしまして、余りにも映画とか国際映画祭に偏った評価観点になっているのかなと、外の者から見るとちょっとしてしまうのです。先ほど申しあげたような経験・能力とか、業務従事者の部分であるとか。ですから、可能であればもう少し薄めていただいて、提案の中でそれを点数化で評価してもらおうという方がいいのかなとは思っています。これは事務局とも調整いただいて、一応検討をお願いしたいなと思います。

○石垣室長 繰り返しになりますけれども、いろいろなところで間口を広げていますので、経験というものはやはり重要視したいなというのは基本的にはございますので。

○稲生主査 そうですね。イベントをきちんと行っていただくのが本旨であろうと思いますので、お気持ちはよくわかっております。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

文化庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（文化庁退室、環境省入室）

○稲生主査 続きまして、環境省の「環境保全普及推進事業『エコライフ・フェア2013実施業務』」の実施状況及び事業の評価案等について審議を行います。

本事業につきましては、平成25年4月から平成25年8月までの5カ月の契約期間で、民間競争入札により事業を実施しているところでございますが、まずは、事業の実施状況等につきまして、環境省大臣官房政策評価広報課広報室・中野室長補佐より御説明をお願いしたいと思います。5分程度でお願いいたします。

○中野室長補佐 時間もないことですので、早々に中身の説明を担当からさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○君塚係長 では、担当の方から説明させていただきます。君塚でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

資料3、環境保全普及推進事業「エコライフ・フェア2013実施業務」の実施状況につきまして、まず契約期間でございますが、平成25年4月1日から平成25年8月30日まで。

受託されました業者につきましては、株式会社JTBコミュニケーションズ。

経緯につきましては、ここに記載させていただいたとおりでございます。総合評価方式でやらせていただきまして、満点300点（価格点100点、技術点200点）という形でやらせていただきました。

入札説明会の方には、4者の方に来ていただきましたけれども、提案書を提出していただいた方は、上記のJTBコミュニケーションズ1者だけでございました。

「確保すべき質の達成状況」でございます。

質といたしましては、7項目設けさせていただいております。余りお時間がございませんので、全部の読み上げは省かせていただきますけれども、全ての項目におきまして適切に実施されたと思っております。

「3. 民間事業者の創意工夫の発揮状況」につきましては、実際イベント自体は6月という形でございます。4月から6月という短い期間でありましたけれども、発揮状況全体のスケジュール管理から運営関係まで含めて、適切にやっていただいたと思っております。

評価につきましては、記載させていただきましたけれども、官民競争入札実施前におきましては、業者から企画を提出していただきまして、それをもとにイベントをやっております業務でございますので、今回から適用された官民競争とは言いつつも、今回も前回と同じように業者から企画を出していただいていることですので、単純に官民競争をやったから創意工夫がより発揮されたかというのは、なかなかわかりにくいものでございますので、難しいところではあるのですが、業者の提案に基づきまして適切にやっていただいたということでございますので、業務の遂行に全く支障がなかったと思っている次第でございます。

経費につきまして「4. 実施経費の状況」でございます。

契約額につきましては、3,499万9,503円でございます。

こちらの金額につきましては、前年度につきましては、実施業務と準備業務という形で前年度からやっております。その合計金額が3,549万9,735円でございますので、それ

に比べまして、経費は50万円程度低くなっております。

「5. 競争入札の状況及び競争性を確保するための今後の方策」でございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、説明会につきましては、4者の方に来ていただいたのですけれども、実際に提案書の提出は1者でございました。

その問題点と申しますか、説明会に参加していただいた方に対して、なぜ提案書を提出していただけなかったかということにつきまして、ヒアリング調査を実施いたしまして、その結果、このような回答が出ておりました。

その中に、提案書提出締め切りまでの時間が不足していたというものがございまして、他の案件及び国の契約関係の前例等も調べたところによりますと、決して短いものではないのですけれども、やはりこのような意見が出てきている限り、来年度実施におきましては、より長い期間を設けて改善に努めたいと思っております。

また、この業務自体が4月からという形で、非常に短い期間でございますので、その点も業者の方がなかなか手を挙げにくかった理由なのかなと思っておりますので、その点につきましても、何らかの工夫をしたいと思っております。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案について、内閣府より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府の評価案につきまして御説明させていただきます。

まず、本事業の概要でございますが、業務内容としましては、エコライフ・フェアの計画作成業務、フェア開催業務等でございます。

契約期間、受託事業者等につきましては、先ほど御説明があったとおりですので、省略させていただきます。

2ページ、受託者決定の経緯につきましては、入札公告が25年2月21日、開札が3月15日となっております。入札説明会の参加は4者ありました。しかし、提案書の提出は1者からでございまして、その結果、先ほどの受託者が落札者でございます。

評価につきましては、提出されました実施状況についての報告に基づき、質の確保、実施経費の観点から評価を行っております。

まず、業務の実施に当たり確保されるべき質につきましては、設定された目標及び実施状況につきましては、記載のとおりでございまして、設定された目標等につきましては、適切に実施されたことが確認されております。

これらのことから、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

民間事業者からの創意工夫の発揮状況につきましては、これまで過去に実施していなかったTwitterによる広報活動等により、昨年度と同等の出展者を集めるなど、民間事業者の創意工夫が発揮されております。

実施経費につきましては、本業務の実施に要した経費につきましては、3,499万9,503円。民間競争入札導入前の従来の実施に要した経費につきましては、3,549万9,735円で、50万232円、率にして1.4%の経費が削減されております。

なお、この業務につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、準備業務と実施業務それぞれ契約していたものでございまして、今回の経費の比較に当たりましては、従来の経費は、準備業務と実施業務を合わせた額として比較しているところでございます。

評価のまとめといたしましては、これまで御説明のとおりでございますが、やはり前年度中に実施していた「イベント準備業務」を包括化して実施したため、事業期間が短くなり、一者応札になったと考えられることから、十分な事業期間の確保が必要であると評価しております。

今後の事業につきましては、引き続き、民間競争入札を導入することが適当であると考えておりますが、次期以降の事業実施に際しましては、導入の効果をより高めるために、以下の2点について、見直し等の検討をする必要があるところでございます。

まず1点目は、一者応札であったことから、競争性の向上を図るため、事業期間を複数年度化すること。

2点目といたしましては、民間事業者の創意工夫の発揮可能性を高めるとともに経費削減に資するため、会場確保業務等を包括化するなどを検討することを挙げております。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました、事業の実施状況及び評価案につきまして、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

おおむね、これまでの事業状況については、適切に行われたということで、この点については大変望ましいのだろうなと思っています。

改善提案につきましても、今、はやりのSNS等を取り入れたりとか、そういった形で民間事業者らしい発想の事業になっているのだろうと。

事業経費に関しても、多少とは言いますけれども、ちゃんと削減も図られていることになっているのかなと思います。

あえて申し上げれば、今後どうするのという話で、今、内閣府の方から今後の事業のあり方について、問題提起が少し入ってございましたけれども、会場確保業務等の包括化といったようなことですが、いろいろ御省にもお考えがあらうかと思っておりますので、なかなか難しいところではございますけれども、御検討自体はお願いをしたいというのが1点まずあります。

それから、いろいろと過去に入札監理委員会とも議論をさせていただいたところを蒸し返すようで大変恐縮ではございますけれども、業務の包括化の中で、例の収益事業的な部分ですが、これをどうするのだと。私は、こういったエコライフ・フェアとかこういう業

務には疎いものですから、素人考えで恐縮ですけれども、確かに御省がいろいろ過去に懸念されておられたとおり、これは別に収益事業でやっているわけではないとか、あるいは売り上げを見込んだ上で入札すると、それがうまくいかないと全体がこけるのではないとか、なかなか悩ましいところがあるということが、いろいろ過去の実例も踏まえて御説明いただいております、その点、確かにそうなのだろうなと思っています。

我々は今回、あえて収益事業も含めた包括化という言い方をしていないのは、要はいずれにしても実態は引き続きまた教えていただければありがたいなど。つまり、こういった公共的、非常にパブリックな性格を持ったフェアではあるのですけれども、当然お客様を集めるためにというか、いろいろな収益事業も恐らく一部で行われていると思いますので、そういった実施状況みたいなことを時々報告していただけるとありがたい。

だからそれを含めろという議論をすぐにしたいわけではなくて、できるだけ包括化することで、何とかより効率性を発揮できないかなという思いでいろいろとお願いをしているわけございまして、そういう意味で、もし今後御検討いただけるのであれば、例えば2014のフェアの状況を御確認いただいて、その中での物販等の状況を、こういった売り上げがあって、コストがこんな構造になっていてといった話を、例えば監理委員会に御報告いただくような。これはあくまでも報告でございまして、そこで議論をして何かを決めようという場ではないのですけれども、そういった報告のお願いなのです。

今、即答が難しければ結構なのですが、御検討いただければ大変ありがたいなと考えてございまして、お願いしたいということでございまして。これはある種のお願いでございまして。

○中野室長補佐 検討させていただいて、企業、請負業者の方もなかなかそこまで出せるのかどうかというのがありますし、そこはこちらの方でも検討させていただいて、示せるものは示していきたいと思っております。

そこで売り上げが上がってきたものについて、営業で請負業者の方もこれだけの利潤を上げているのだから良いというのは。例えば、100で請け負ったところを、利潤が20あったので、あなたのところ80でいいじゃないの。どうせ20儲かるんでしょということでもとんとんにしたらどうですかというのは、その議論は以前にされているかもしれないですけれども、なかなかそこはどう持っていけばいいのかというのは、私どももそこは難しいところでもありますので、また、逆にこちらも情報を収集させていただいて、御提供させていただいて、いろいろなお知恵をこちらもいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○稲生主査 大変そう言っていただけるとありがたくて、建設的なものですから、お互い情報共有しながら私どもでもし御支援できるのであれば、いろいろと御支援させていただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

先生、この他にございましてでしょうか。よろしいですか。

○清水専門委員 大丈夫です。

○稲生主査 それでは時間となりましたので「環境保全普及推進事業『エコライフ・フェア2013実施業務』」の評価案等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

内閣府から何か確認すべき事柄がございますか。

○公共サービス改革推進室 評価案につきましては、早々に監理委員会へ付議させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○稲生主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえまして、監理委員会に御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。